手話通訳者派遣時における禁止行為について

（宛て先）八代市長

手話通訳者の派遣にあたり、下記の禁止事項を遵守して頂くようお願いします。もし、禁止事項を遵守できない場合には、手話通訳者の派遣をお断り若しくは中止することとなります。また、下記のことが手話通訳者派遣中に起きた場合には、手話通訳者を即時に撤収させます。

記

1. 利用者又は家族等による、派遣された手話通訳者に対するセクシャル・ハラスメントやモラル・ハラスメント等のハラスメント行為
2. 手話通訳者又は第三者に対し、暴言、暴力又は刃物等の危険な物での脅迫等
3. 手話通訳者又は第三者に対し、生命・身体・財産・信用等を傷つけるような行為
4. その他、手話通訳者を派遣することが難しい重大な行為

以上

上記の禁止事項について説明を受けて理解しました。つきましては、禁止事項を遵守いたしますので手話通訳者の派遣を依頼します。

　　年　　月　　日

　　　　　住所：八代市

　　　　　氏名：